

保護者 各位

戸田市 学校給食課長

学校給食費について（お願い）

皆様方にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、学校給食は在学する全ての児童生徒に対して実施することになっております。戸田市では安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めてまいりますので、皆様方には学校給食費の期限内納入に御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、学校給食費の納入をより一層推進するため、入学時に別紙「戸田市学校給食承諾書」の提出をお願いしております。このことは、保護者様と戸田市が給食の提供を書面にて確認する形式とするものです。

大変お手数をおかけいたしますが、学校給食の運営に必要な書類となりますことから、この趣旨を御理解いただき、入学する学校の入学時に御提出いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

戸田市教育委員会事務局 学校給食課

電話 048-442-5065

戸田市学校給食について

《学校給食の目標》

- ・適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
- ・日常生活の食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営む判断力を培い、望ましい食習慣を養う。
- ・学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- ・我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。

《学校給食費のお支払いについて》

学校給食費は、学校給食法により、保護者に負担していただくことになっております。毎月各学校が徴収し、学校が戸田市の指定口座に振り込んでいます。

《学校給食費について》

- ・小学校 月額 4,000円 一食単価 244円
- ・中学校 月額 4,600円 一食単価 281円

納入していただく上記の給食費は、給食の主食や副食等食材の購入をするための費用となっており、給食の実施に必要な施設や設備に要する経費等を含めると、実際の一食単価は500円以上の費用が掛かっていますが、その差額については市が負担をしております。

《就学援助制度について》

戸田市では、小・中学生を養育している保護者で、経済的な理由などにより学用品費や給食費のお支払でお困りの御家庭に対して、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。詳しくは、戸田市教育委員会事務局学務課までお問い合わせください。

《学校給食費の減免》

戸田市立の小・中学校に在籍する児童及び生徒の一定の要件の下、3人目以降の児童及び生徒の学校給食費について減免いたします。

※なお、令和7年度の実施事業内容により、制度が変更となる場合があります。

《学校給食費が未納になると》

期限内に納めていただいている保護者との公平性が確保できないことに加え、給食食材の購入にも影響を及ぼし、学校給食の運営に支障をきたすこととなります。

《学校給食予定献立表について》

学校給食予定献立表は、通学する学校を通して毎月、配付いたします。

《アレルギーについて》

食物アレルギーを有するお子様につきましては、給食センター受配校、単独調理場設置校で対応が違いますので、各学校に御相談いただき、後日、個別面談により、決定させていただきます。

なお、「そば、ピーナッツ、木の実類・種実類（カカオ、栗、ごま、木の実類・種実類由来の油を除く）、キウイ、いくら」は、学校給食では使用しません。

1. 学校給食センター受配校の場合

- ・対応食材について

卵、乳

- ・対応について

除去食は「卵・乳・卵と乳」の3パターンです。

- ・適応外について

対応食材以外にアレルギーを保有している場合。

例：「卵と小麦」のアレルギーを保有している場合は除去食の提供はできません。

- ・提供給食について

① 対応食材を除去したものを個別の容器に入れて提供します。

② 汁物、煮物、炒め物の対応となります。

※加工品や学校へ直接配送される食品（主食類、デザート等）は除去の対象外です。

③ アレルギー該当食材が出る献立の日は、安全面の配慮からおかわりは禁止です。

④ 除去食のない日は通常の給食を提供します。

アレルギー食調理室は、専用の調理室ですが、食材搬入口、給食配送口などの調理施設は共有ですのでアレルゲンの微量混入が完全に否定できないことをご了承ください。

2. 単独調理場設置校の場合

単独調理場の各学校の施設、設備を考慮し可能な範囲で除去食を提供します。

除去食を基本とした対応をしますが、原因食品が多く給食では対応できない場合やアナフィラキシーなど症状が重い場合、調味料やコンタミネーションに反応してしまう場合には原則弁当持参とします。